平成23年3月15日南魚沼市告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、南魚沼市が発注する建設工事の競争入札(以下「競争入札」という。)における極端な低入札による受注を防止し、品質の確保及び受注企業の安定経営並びに適正な労働条件の確保を目的とし、最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、競争入札の予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象)

- 第3条 最低制限価格を設定する競争入札の契約は、次のとおりとする。
  - (1) 建設工事に係る請負契約
  - (2) 建築設計(基本設計及び実施設計をいう。)に係る業務委託契約 (最低制限価格の設定)
- 第4条 建設工事に係る競争入札の最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額(消費税及び地方消費税を除く(以下「税抜き」という。)の合計額(万円未満は切り捨てるものとし、この額を入札書との比較に使用する。)に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の8を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる額の合計額を適用することが適当でないと認められる場合は、予定価格の10分の8から予定価格の10分の9までの範囲において定めるものとする。
  - (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

- 2 建築設計業務委託の最低制限価格の算定は、予定価格算出の基礎となった直接人件費(消費税及び地方消費税を除く。)を基準として設定した額(1万円未満の端数は切り捨てるものとし、この額を入札書との比較に使用する。)に100分の105を乗じて得た額とする。
- 3 建築設計業務委託で前項によりがたい場合は、予定価格算出の基礎となった額(消費税及び地方消費税を除く。)に10分の5以上10分の8以内で設定した額(1万円未満の端数は切り捨てるものとし、この額を入札書との比較に使用する。)に100分の105を乗じて得た額とする。

(落札者の決定)

第5条 市長は、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申 込みをした者を落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制 限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをし た者を落札者とする。

(最低制限価格の周知)

第6条 市長は、最低制限価格を設定した場合は、当該競争入札に参加しようとする 者に対して、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを、入札公告、 入札通知書その他の方法で周知するものとする。

(最低制限価格の公表)

第7条 公表する最低制限価格については、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、落札者の決定後速やかに縦覧場所その他の方法により公表するものとする。ただし、公表することが適当でないと認められる場合は公表しないものとする。

(最低制限価格の対象外)

第8条 市長は、最低制限価格の設定が適当でないと認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、平成23年5月1日以降の入札から適用する。